認定日時	高年齢受給資格者失業認定申告書				
月日	(該当の	(該当のところへ 印を付け、必要な事柄を記載して			
時から 時まで	くださ	ください。)			
失業の認定を受けよ うとする期間中に、就 職又は就労をしまし たか。	イ した	就職又は就労した人は、した月日を記載してください。			
	ロ しない				
失業の認定を受けよ うとする期間中に、就 職先を探しましたか。	イ 探した	どのような方法で探しましたか。 (イ)公共職業安定所による職業相談、職業紹介 (ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ハ)労働者派遣期間による派遣就業相談等 (二) 公的機関等による職業相談等 (ホ)知人の紹介による求人への応募 (へ)新聞広告による求人への応募 (ト)就職情報誌による求人への応募 (チ)インターネットによる求人への応募 (リ)その他(
	口探さなか	(その理由を具体的に記載してください。)			
	った。 イ 応じられ				
今、公共職業安定所から 自分に適した仕事が紹 介されれば、すぐに応じ られますか。	る ロ 応じられ ない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病期やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ハ) 就職をしたため、又は就職予定があるため (二) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他(
就職若しくは自営業を 開始した人又はその予 定のある人が記入して	イ 就職	(1)公共職業安定所紹介 (2)自己就職	(就職先事	業所)	
ください。		月 日より就職(予定))		
	口自営	月 日より自営業開始 (予定)			
神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例施行規則第 29 条第 1 項において準用する第 20 条第 1 項の規定により上記のとおり申告します。 年 月 日 高年齢受給資格証番号() 高年齢受給資格者氏名					
公共職業安定所長 殿					
公 共 職 業 安定所 記 載 欄	直絡事 項		取扱者		

様式第20号(裏面)

注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの 記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受け ることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて 一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日 (この申告書を提出する日)までの期間をいう。
- 4 欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである
- 5 欄の口の(ホ)その他に 印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐに応じられない理由を()の中に具体的に記載すること。